

6.13 廃棄物等

6.13.1 調査

1) 調査

(1) 調査項目

廃棄物等の調査項目及び調査状況は、表 6.13-1 に示すとおりである。

表 6.13-1 調査項目及び調査状況

調査項目すべき情報		文献その他の資料調査	現地調査
廃棄物等	産業廃棄物の再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の状況	○	—
	廃棄物の処理並びに処分等の状況	○	—
	屋久島空港における廃棄物等の種類及び量並びに処分等の状況	○	—

(2) 調査方法等

文献その他の資料の収集、解析により行った。

ア. 産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の状況

「産業廃棄物処分業許可業者一覧」(令和3年3月31日現在 鹿児島県)、「鹿児島県廃棄物処理計画」(令和3年3月 鹿児島県)より鹿児島県における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の状況を整理した。

イ. 廃棄物の処理並びに処分等の状況

「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月 国土交通省)より鹿児島県における建設副産物の発生量等及び品目別の再資源化の状況を整理した。

ウ. 屋久島空港における廃棄物等の種類及び量並びに処分等の状況

既存資料により屋久島空港の廃棄物等の種類及び処分等の状況を整理した。

(3) 調査結果

ア. 産業廃棄物の再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の状況

鹿児島県における産業廃棄物の再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場の状況は、表 6.13-2～表 6.13-4 に示すとおりである。

表 6.13-2 鹿児島県における再資源化施設の状況

対象施設	種類	施設数 (平成 30 年度)	能力等 (平成 30 年度)
再資源化施設	建設発生土	23	324 万 m ³
	アスファルト・コンクリート塊	53	9,127 千 t /年
	建設発生木材	36	1,676 千 t /年
	建設混合廃棄物	9	565 千 t /年

出典：平成 30 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）

表 6.13-3 鹿児島県における中間処理施設の状況

対象施設	種類	施設数：412 件 処理実績（令和元年度）
中間処理施設	紙くず	10 千トン/年
	木くず	161 千トン/年
	繊維くず	1 千トン/年
	金属くず	58 千トン/年
	ガラスくず・コンクリートくず、 陶磁器くず	168 千トン/年
	がれき類	674 千トン/年
	その他	20 千トン/年

表 6.13-4 鹿児島県における最終処分場の状況

対象施設	施設数	残容量（千 m ³ ）令和元年度
安定型最終処分場	29 件	2,797
管理型最終処分場	2 件	679

イ. 廃棄物の処理並びに処分等の状況

鹿児島県の建設副産物の発生量、品目別の再資源化等の実績等は、表 6.13-5 に示すとおりである。

表 6.13-5 調査結果（鹿児島県における建設副産物の発生量等）

単位：千t/年

建設副産物の種類	発生量	現場内 利用 量・減 量化量	搬出量			再資源化等率 (搬出量ベー ス)
			再資源化	減量化 (縮減)	最終 処分	
アスファルト・ コンクリート塊	229.4	0.4	228.1	0	0.9	99.6%
コンクリート塊	235.9	40.2	194.3	0	1.4	99.3%
建設発生木材	72.2	0.3	58.1	11.7	2.1	97.1%
建設混合廃棄物	1.2	0	0.6	0.1	0.5	62.1%
廃プラスチック	1.1	0	0.6	0.2	0.3	74.3%
金属くず	3.8	0	3.7	0	0.1	97.5%
建設発生土	3,933.2	2,553.7				81.6%※

注) 鹿児島県内における公共土木工事の合計の発生量等を用いた。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※建設発生土は、有効利用率を示す。

出典：「平成30年建設副産物実態調査結果」（令和2年1月 国土交通省）

ウ. 屋久島空港における廃棄物等の種類及び量並びに処分等の状況

屋久島空港における廃棄物等は、主に事業系一般廃棄物で、可燃物やペットボトル等の資源化物が少量であり、一般廃棄物として屋久島町の一般廃棄物処分施設にて処理されている。

また、産業廃棄物として、浄化槽汚泥等の施設の運営、維持管理による産業廃棄物の発生がある。

6.13.2 予測及び評価

廃棄物等の影響要因とその内容については、表 6.13-6 に示すとおりである。

表 6.13-6 影響要因とその内容

影響要因の区分	細区分	内容
工事の実施	・造成等の施工による一時的な影響	工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類と発生量等
土地又は工作物の存在及び供用	・飛行場施設の供用	飛行場の施設の供用に伴う廃棄物の種類と発生量等

6.13.2.1 造成等の施工による一時的な影響（工事の実施）

1) 予測

(1) 予測項目

工事の実施における廃棄物等の予測項目は、表 6.13-7 に示すとおりである。

表 6.13-7 予測項目

項目	影響要因	予測項目
工事の実施	・造成等の施工による一時的な影響	建設副産物の種類毎の発生量及び処理方法

(2) 予測概要

工事の実施に伴う廃棄物等の予測概要是、表 6.13-8 に示すとおりである。

表 6.13-8 予測概要

予測の概要	
予測項目	建設副産物の種類毎の発生量及び処理方法
予測手法	改変区域における既存工作物、既存舗装、伐採樹木を対象に、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等の建設工事に伴う建設副産物の種類ごとの発生量の状況の把握を行う方法とした。
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期等	工事期間を対象とした。

(3) 予測方法

ア. 予測手順

建設工事に伴う副産物の予測手順は、図 6.13-1 に示すとおりである。

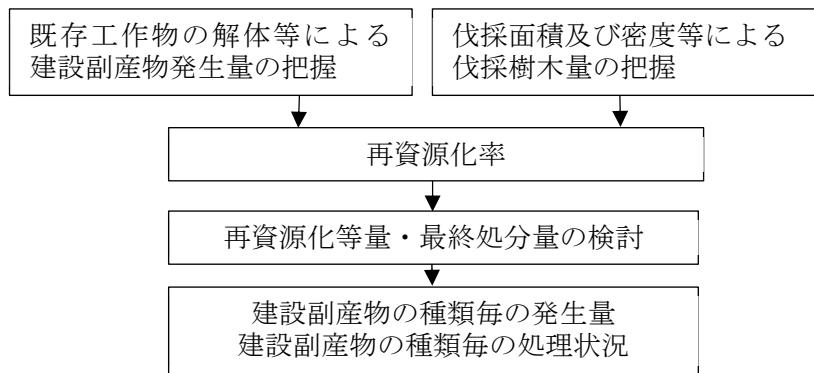


図 6.13-1 建設工事に伴い発生する建設副産物の予測手順

イ. 予測手法

a. 既存工作物の解体撤去等による建設副産物の発生量等

既存工作物の解体撤去等による建設副産物の発生量は、事業計画に基づき資料を整理した。

b. 樹林の伐採による建設発生木材の発生量等

樹林の伐採による建設発生木材は、改変区域の面積に群落ごとの単位面積あたりの現存量を乗じることで算出した。また、建設発生木材の再資源化等量・最終処分量は、発生した建設発生木材が対象事業実施区域周辺の中間処理施設において処理され、再資源化等が図られると考えられることから、屋久島町又は鹿児島県における実績から再資源化等率を設定し、発生量に再資源化等率を乗じて算出した。対象とする建設副産物は、建設発生木材とした。

$$\text{①} \text{建設発生木材の発生量 (t)} = \text{改変区域の面積 (ha)} \times \text{単位面積あたりの現存量 (t /ha)}$$

$$\text{②} \text{建設発生木材の再資源化等量 (t)} = \text{①} \text{発生量 (t)} \times \text{再資源化等率}$$

$$\text{③} \text{建設発生木材の最終処分量 (t)} = \text{①} \text{発生量 (t)} - \text{②} \text{再資源化等量 (t)}$$

広葉樹林及び針葉樹林の単位面積あたりの現存量は、以下の式で算出した。また、幹材積量の算定は、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林研究所「幹材積計算プログラム」を用いて算出した。

$$TW = V \times BER \times (1+R) \times D$$

TW : 樹木の現存量（乾重、地下部を含む）(t /ha)

V : 幹材積量 (m³/ha)

BER : バイオマス拡大係数 (=地上部バイオマス/幹バイオマス)

R : 地下部比率

D : 容積密度

なお、リュウキュウチクの単位面積あたりの現存量は、以下の式で算出した。

表 6.13-9 リュウキュウチク群落現存量の算定式

区分	現存量算定式
リュウキュウチク	$y = 18.78 x^{0.81}$

注) y : バイオマス量 (g/m^2)、 x : 総耕長 (m/m^2)

出典: 岩月良介ら(平成 23 年)「林床ササ植生バイオマスと葉内養分含有量の簡易推定法」(日本緑化工学会誌 第 37 卷 1 号 P237-240)

c. 建設副産物の種類毎の処理状況

建設副産物の種類毎の発生量等及び中間処理施設の処理能力等から、処理・処分の状況について予測した。

ウ. 予測条件

a. 既存工作物の解体撤去による建設副産物の発生量等

既存工作物の解体撤去による建設副産物の体積による重さへの換算値は、以下に示す値を設定した。また、建設発生土は、 $1.8 \text{ t}/\text{m}^3$ (飽和土) として想定した。

表 6.13-10 品目別換算値

品目	体積による換算値 (t/m^3)
アスファルト・コンクリート塊・コンクリート塊	1.48

出典: 「平成 30 年度 建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査」(平成 30 年、国土交通省)、「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」(平成 18 年、環境省)

b. 樹林の伐採による建設発生木材の発生量等

① 樹種別の現存量原単位

改変区域における群落毎の面積、群落毎の単位面積当たりの樹林本数、平均胸高直径及び平均樹高は、表 6.13-11 に示すとおりである。なお、建設発生木材の発生が想定される群落のみを対象とした。

表 6.13-11 樹種別の現存量原単位

地域	群落類	区分	改変面積 (m^2)	樹林本数 (本/ m^2)	平均樹高 (m)	平均胸高直径 (cm)
空港周辺	広葉樹	トベラ-ウバメガシ群落	24,605	0.44	4.5	6.69
		シイ・カシ二次林	52,730	1.5	12	12.74
		タブノキ-ヤブニッケイ二次林	152,747	0.25	4.5	11.15
		ハクサンボク-マテバシイ群落	43,219	0.44	12	13.83
		アマクサギ-ウラジロエノキ群集	65,648	0.11	5	16.24
	針葉樹	クロマツ群落	3,390	0.25	3.5	13.38
	竹林	リュウキュウチク群落	35,728	14.06	3.5	0.287
土砂採取区域	広葉樹	ヤクシマアジサイ-スタジイ群集	9,862	2.75	12	16.91
		シイ・カシ二次林	38,427	1.06	15	8.47
		タブノキ-ヤブニッケイ二次林	29,242	1.44	7	10.66
		アブラギリ群落	5,344	0.94	8	13.38
		アマクサギ-ウラジロエノキ群集	19,271	1.44	12	14.65
	針葉樹	スギ・ヒノキ植林	40,146	0.03	16	43.79

注) 安全側の予測条件として、事業実施区域全域の面積を対象とした。

②バイオマス拡大係数

広葉樹林と針葉樹林のバイオマス拡大係数、地下部比率及び容積密度は、表 6.13-12 に示すとおりである。

表 6.13-12 バイオマス拡大係数、地下部比率、容積密度

区分	BEF 拡大係数	R 地下部比率	D 容積密度 (t -d. m. /m ³)
針葉樹	1.40	0.40	0.423
広葉樹	1.40	0.26	0.624

注) 一般的な係数として、その他針葉樹、その他広葉樹の樹齢 21 年以上の値とした。

出典：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021 年」(令和 3 年 4 月 国立研究開発法人 国立環境研究所)

c. 建設副産物の再資源化等率

建設副産物の再資源化等率は表 6.13-13 に示すとおりであり、鹿児島県における公共工事の建設副産物の実績値とした。

表 6.13-13 建設副産物の再資源化等率

単位：千 t /年

建設副産物の種類	発生量	現場内利用量・減量化量	搬出量			再資源化等率 (搬出量ベース)
			再資源化	減量化 (縮減)	最終処分	
アスファルト・コンクリート塊	229.4	0.4	228.1	0	0.9	99.6%
コンクリート塊	235.9	40.2	194.3	0	1.4	99.3%
建設発生木材	72.2	0.3	58.1	11.7	2.1	97.1%
建設混合廃棄物	1.2	0	0.6	0.1	0.5	62.1%
廃プラスチック	1.1	0	0.6	0.2	0.3	74.3%
金属くず	3.8	0	3.7	0	0.1	97.5%
建設発生土	3,933.2	2,553.7				81.6%※

注) 鹿児島県内における公共土木工事の合計の発生量等を用いた。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※建設発生土は、有効利用率を示す。

出典：「平成 30 年建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月 国土交通省)

d. 建設発生木材の再資源化等率

建設発生木材の再資源化等率は、表 6.13-14 に示すとおりであり、鹿児島県における公共工事による建設副産物の再資源化等率の実績値とした。

表 6.13-14 建設発生木材の再資源化等率

建設副産物の種類	搬出量 (千 t)	再資源化・縮減化量 (千 t)	再資源化等率 (%)
伐木材	72.2	69.7	97.1

出典：「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 国土交通省)

(4) 予測結果

ア. 建設副産物の発生量等

既存工作物の解体撤去等、樹林の伐採による建設副産物の発生量及び最終処分量は、表 6.13-15 に示すとおりである。

表 6.13-15 予測結果（既存工作物の解体撤去による建設副産物の発生量等）

建設副産物の種類	発生量 (t)	再資源化等率 (%)	最終処分量 (t)
アスファルト・コンクリート塊	1,949 (1,317m ³)	99.6	7.8 (5.3m ³)
コンクリート塊	5,403 (3,651m ³)	99.3	37.8 (25.6m ³)
木くず	58	97.1	1.7
伐木材	18,454	97.1	524
金属くず	195	97.5	4.9
建設混合廃棄物	79	62.1	29.9
建設発生土	191,158 (106,199m ³)	81.6	35,173 (19,540m ³)

注) 表 6.13-13 に示す鹿児島県内の平成 30 年度の再資源化等率の実績値を適用した場合を示す。

イ. 建設副産物の種類毎の処理状況

a. アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

滑走路の延伸及び既存施設の撤去、解体等に伴い発生する、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、表 6.13-3 に示す中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めるとともに、再資源化が困難なものについては最終処分場で埋立処分する。

鹿児島県における中間処理施設では十分な処理能力を有しており、「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」99.6%のアスファルト・コンクリート塊、99.3%のコンクリート塊の再資源化等が図られていることから、適正に処理・処分することができると予測する。

b. 木くず、伐木材

建築工事に伴う型枠に由来する木くず及び延伸区域の伐木材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、表 6.13-3 に示す中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めるとともに、再資源化が困難なものについては、破碎・焼却し、最終処分場で埋立処分する。

鹿児島県における中間処理施設では十分な処理能力を有しており、「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」97.1%の木くず、伐木材の再資源化等が図られていることから、適正に処理・処分することができると予測する。

c. 金属くず

撤去工事に由来する金属くずについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、表 6.13-3 に示す中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めるとともに、再資源化が困難なものについては、最終処分場で埋立処分する。

鹿児島県における中間処理施設では十分な処理能力を有しており、「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」97.5% の金属くずの再資源化等が図られていることから、適正に処理・処分することができると予測する。

d. 混合廃棄物

既存工作物の解体撤去により発生する混合廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、表 6.13-3 に示す中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めるとともに、再資源化が困難なものについては、最終処分場で埋立処分する。

鹿児島県における中間処理施設では十分な処理能力を有しており、「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」62.1% の混合廃棄物の再資源化等が図られていることから、適正に処理・処分することができると予測する。

e. 建設発生土

滑走路の延伸及び既存施設の撤去、解体等に伴い発生する、建設発生土については、工事間流用等による有効利用や、表 6.13-3 に示す中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めるとともに、再資源化が困難なものについては最終処分場で埋立処分する。

鹿児島県における中間処理施設では十分な処理能力を有しており、「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」81.6% の有効利用が図られていることから、適正に処理・処分することができると予測する。

2) 環境保全措置

(1) 造成等の施工による一時的な影響（工事の実施）

ア. 環境保全措置の検討の状況

予測の結果を踏まえ、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 6.13-16 に示すとおり、環境保全措置の検討を行った。

表 6.13-16 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
建設副産物の現場分別の徹底	適切な技術指導や工事の監督を行うこと等により、建設副産物の現場分別の徹底を図り、建設副産物の再資源化を可能な限り推進する。
建設副産物の仮置き場所の選定	建設副産物の仮置き場所については、既存空港施設内等の人工改変地や既知の動植物の重要種の生息、生育域を除く範囲等を自然環境等に配慮して選定する方針とし、施工段階において関係機関と調整して仮置き可能な用地を選定する。
建設発生木材の再資源化の推進	建設発生木材については、建築材の有用材として利用可能なものは基本的に売却し、資源化を図る。また、木くずや売却できないものは木材チップ等として再利用する。

イ. 検討結果の整理

検討の結果、実施することとした環境保全措置及び環境保全措置の効果、効果の不確実性、他の環境に生じる新たな影響等について整理した（表 6.13-17 参照）。

なお、これらについては定量化が困難であるが、工事の実施に伴う廃棄物の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考え、採用する。

表 6.13-17 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の種類	環境保全措置の方法及び実施の内容	環境保全措置の効果	当該措置を講じた後の環境の状況の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	採用の有無	予測への反映
建設副産物の現場分別の徹底	適切な技術指導や工事の監督を行うこと等により、建設副産物の現場分別の徹底を図り、建設副産物の再資源化を可能な限り推進する。	現場分別の徹底を図ることによって、混合廃棄物の発生が抑制され、最終処分量が減少する。	再資源化の促進等により廃棄物が適正に処理、処分される。	分別により明らかに再資源化率が向上することから、不確実性は小さい。	なし	○	○
建設副産物の仮置き場所の選定	建設副産物の仮置き場所については、既存空港施設内等の人工改変地や既知の動植物の重要種の生息、生育域を除く範囲等を自然環境等に配慮して選定する方針とし、施工段階において関係機関と調整して仮置き可能な用地を選定する。	建設副産物の仮置きによる生活環境、自然環境に及ぼす影響を低減できる。	周辺の生活環境、自然環境に及ぼす影響を低減できる。	一般的な事項であり、不確実性は小さい。	なし	○	—
建設発生木材の再資源化の推進	建設発生木材については、建築材の有用材として利用可能なものは基本的に売却し、資源化を図る。また、木くずや売却できないものは木材チップ等として再利用する。	建設発生木材の再資源化を図ることで、最終処分量が減少する。	再資源化の促進等により廃棄物が適正に処理、処分される。	他の事業においても効果が確認されていることから、不確実性は小さい。	なし	○	○

3) 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。よって、事後調査は行わないものとした。

4) 評価

(1) 評価の手法

影響の評価は、調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかどうか、また、環境の保全に係る基準又は目標に対して整合性が図られているかどうかを評価する方法により行った。

(2) 評価結果

ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置を踏まえると、廃棄物の影響は、環境保全措置を講じることにより、回避又は低減がなされるものと考えられる。

以上のことから廃棄物の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

イ. 環境の保全に係る基準又は目標との整合性に係る評価

a. 国、県、町等が実施する環境保全施策に係る基準又は目標

整合を図るべき基準等は、表 6.13-18 に示すとおりである。廃棄物等については、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」（平成 27 年 3 月、九州地方建設副産物対策連絡協議会）において、産業廃棄物のリサイクル率の目標値が定められており、その内容を参考とした。

表 6.13-18 整合を図るべき基準等

目標値の種類	指標	目標値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	50%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上
建設発生土	有効利用率	78%以上

b. 国、県、町等が実施する環境保全施策に係る基準又は目標との整合性

予測結果と整合を図るべき基準等との整合性を検討した評価結果は、表 6.13-19 に示すとおりであり、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。

表 6.13-19 評価結果

建設副産物の種類	発生量 (t)	最終処分量 (t)	再資源化等率 (%)	目標値
アスファルト・コンクリート塊	1,949	7.8	99.6	99%以上
コンクリート塊	5,403	37.8	99.3	99%以上
木くず	58	1.7	97.1	95%以上
伐木材	18,454	524	97.1	95%以上
金属くず	195	4.9	97.5	96%以上
建設混合廃棄物	79	29.9	62.1	50%以上
建設発生土	191,158	35,173	81.6	78%以上

6.13.2.2 飛行場の施設の供用に伴う影響（土地又は工作物の存在及び供用）

1) 予測

(1) 予測項目

飛行場の施設の供用に伴う廃棄物の予測項目は、表 6.13-20 に示すとおりである。

表 6.13-20 影響要因と予測項目

項目	影響要因	予測項目
土地又は工作物の存在及び供用	・飛行場施設の供用	飛行場の施設の供用に伴う廃棄物等

(2) 予測概要

飛行場の施設の供用に伴う廃棄物の予測概要は、表 6.13-21 に示すとおりである。

表 6.13-21 予測の概要

予測の概要	
予測項目	飛行場の施設の供用に伴う廃棄物等
予測手法	飛行場の施設の供用に伴う廃棄物について、適正に処理処分可能かについて定性的に予測する手法とした。
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期等	飛行場の施設の供用が定常状態にあり、適切に予測できる時期とした

(3) 予測結果

屋久島空港における廃棄物等は、主に事業系一般廃棄物で、可燃物やペットボトル等の資源化物が少量であり、現在は、一般廃棄物として屋久島町の一般廃棄物処分施設にて処理されている。

また、産業廃棄物として、浄化槽汚泥等の施設の運営、維持管理による産業廃棄物の発生があるが、現況において適正に処理されている。ここで、航空機の増便は1便の往復であり、また、廃棄物の種類は変わらないことから、現状と同様に適正に処理できるものと予測する。

2) 環境保全措置

(1) 飛行場の供用に伴う廃棄物（土地又は工作物の存在及び供用）

ア. 環境保全措置の検討の状況

予測の結果を踏まえ、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 6.13-22 に示すとおり、環境保全措置の検討を行った。

表 6.13-22 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
空港関連施設における一般廃棄物の分別	空港関連施設における一般廃棄物の分別を図るため、分別ゴミ箱の設置を継続し、ビン、カン、ペットボトル等のリサイクルを推進する。
刈草や伐採木等の有効活用の促進	刈草や伐採木等は、家畜の飼料・堆肥等への活用や木材チップ等としての有効活用を推進する。
グリーン購入の推進	商品購入等の際に、「グリーン購入法」に準じて定めたコピー用紙や文具、OA 機器等の物品や役務等の品目についてのグリーン購入を進めるとともに、他の物品についても、「エコマーク」や「GPN エコ商品ねっと」掲載商品等、環境に配慮した製品を選んで購入するように努める。

イ. 検討結果の整理

検討の結果、実施することとした環境保全措置及び環境保全措置を実施した場合に期待される効果、効果の不確実性、他の環境に生じる新たな影響等について整理した（表 6.13-23 参照）。

なお、これらについては定量化が困難であるが、飛行場の施設の供用に伴う廃棄物の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考え、採用する。

表 6.13-23 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の種類	環境保全措置の方法及び実施の内容	環境保全措置の効果	当該措置を講じた後の環境の状況の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	採用の有無	予測への反映
空港関連施設における一般廃棄物の分別	空港関連施設における一般廃棄物の分別を図るために、分別ゴミ箱の設置を継続し、ビン、カン、ペットボトル等のリサイクルを推進する。	一般廃棄物の分別を推進することによって、リサイクル率が向上し、一般廃棄物焼却量や最終処分量が減少する。	再資源化の促進等により廃棄物が適正に処理、処分される。	分別により明らかに再資源化率が向上することから、不確実性は小さい。	廃棄物量の減少により温室効果ガスの減少効果がある。	○	—
刈草や伐採木等の有効活用の促進	刈草や伐採木等は、家畜の飼料・堆肥等への活用や木材チップ等としての有効活用を推進する。	有効活用を推進することによって、リサイクル率が向上し、一般廃棄物焼却量や最終処分量が減少する。	再資源化の促進等により廃棄物が適正に処理、処分される。	他の事業においても効果が確認されていることから、不確実性は小さい。	廃棄物量の減少により温室効果ガスの減少効果がある。	○	—
グリーン購入の推進	商品購入や工事発注の際に、「グリーン購入法」に準じて定めたコピー用紙や文具、OA機器等の物品や役務等の品目についてのグリーン購入を進めるとともに、他の物品についても、「エコマーク」や「GPN エコ商品ねっと」掲載商品等、環境に配慮した製品を選んで購入するよう努める。	グリーン購入によってリサイクルし易いように材質表示がされている製品等を購入することによって、廃棄物の分別等が図られる。	再資源化の促進等により廃棄物量の抑制が図られる。	他の事業においても効果が確認されていることから、不確実性は小さい。	廃棄物量の減少により温室効果ガスの減少効果がある。	○	—

3) 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。よって、事後調査は行わないものとした。

4) 評価

(1) 評価の手法

影響の評価は、調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価する方法により行った。

(2) 評価結果

ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置を踏まえると、廃棄物の影響は、環境保全措置を講じることにより、回避又は低減がなされるものと考えられる。以上のことから廃棄物の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。